

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

令和7年4月4日

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長

1 企画競争に付する事項

「令和7年度地域雇用活性化推進事業」に係る業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (4) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

3 契約候補者の選抜

「令和7年度地域雇用活性化推進事業に係る企画書募集要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選抜する。

4 企画書募集要項を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月4日（金）9時30分～令和7年5月30日（金）17時
- (2) 場所 厚生労働省ホームページ（掲載場所は下記参照）及び各都道府県労働局ホームページのほか、以下の場所でも交付する。
沖縄労働局職業安定部職業対策課（担当：長嶺）
住 所：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎1号館3階
電 話：098-868-3701
メール：taisakuka-okinawakyoku@mhlw.go.jp

5 企画書募集要項に対する質問の受付及び回答

質問は下記により電子メールにて受け付ける。

- (1) 受付先 電子メール kasseika-team@mhlw.go.jp
- (2) 受付期間 令和7年5月23日（金）17時まで

(3) 回答

問い合わせに対する回答は、令和7年5月28日（水）までに、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、企画書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(掲載場所)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_49299.html

○厚生労働省ホームページ

○政策について

○分野別の政策一覧

○雇用・労働

○雇用

○地域雇用対策

○地域雇用活性化推進事業

○地域雇用活性化推進事業の実施地域の募集について

・募集要項

・地域雇用活性化推進事業の企画競争に関するQ & A

6 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

(1) 日時 令和7年4月24日（木）13時30分～14時30分

(2) 場所 オンライン

詳細な実施方法等については、参加希望者に対して個別に連絡する。

7 企画競争参加の意思表示

企画競争に参加を希望する場合は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限 令和7年4月25日（金）17時

(2) 意思表示先 8(2)の提出先と同じ

(3) 意思表示方法 任意

8 企画書の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年6月2日（月）17時

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。

(2) 提出先 沖縄労働局職業安定部職業対策課（担当：長嶺）

住 所：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎1号館3階

電 話：098-868-3701

メール：taisakuka-okinawakyoku@mhlw.go.jp

(3) 提出方法 直接提出（持参）又は、郵送（令和7年6月2日（月）必着）とする。

なお、電報、FAX等その他の方法による提出は認めない。

9 企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）の開催

企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）を開催する。

（１）日時 令和７年７月中旬～８月中旬の間を予定

詳細な時間は、提出者に個別に連絡する。

（２）場所 オンラインでの会議を予定しており、詳細な場所及び実施方法については、提出者に個別に連絡する。

10 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書は無効とする。また、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の企画書は無効とする。

11 その他

詳細は、「令和７年度地域雇用活性化推進事業募集に係る企画書募集要項」による。